

健康診断業務請負契約

仕 様 書

(案)

令和8年7月

国立循環器病研究センター

1. 構成内訳【予定数量は令和7年度実績に基づく】

I. 健診内容

○健診内容及び予定数量(年間)

(1)問診、診察、身体計測、血圧、視力、腹囲	約 1,500 人
(2)聴力(オーディオメーター)	約 1,500 人
(3)検尿(糖・蛋白)	約 1,500 人
(4)胸部 X 線(直撮)×1 枚	約 1,500 人
(5)血液検査(生化学的検査1)	約 1,500 人
(6)血液検査(免疫学的検査)	約 400 人
(7)心電図検査	約 700 人
(8)眼底検査(単眼)	約 700 人
(9)大腸がん検査(1 回法・ヘモグロビンは定性のみ)	約 600 人
(10)VDT 検査(問診・眼科学的検査・筋骨格系に関する検査)	約 200 人
(11)深夜業務健診(問診・診察・身体計測・血圧・視力・聴力(会話法)・尿検査)	約 1,100 人
(12)電離放射線障害防止規則に係る健診(問診・診察・血液検査(血液学的検査))	約 1,000 人
(13)有機溶剤中毒予防規則に係る健診(問診・診察・尿検査)	約 200 人
(14)特定化学物質障害予防規則に係る健診(問診・診察・鼻腔・握力・尿検査)	約 100 人
(15)2,5-ヘキサジオン	約 10 人
(16)メチル馬尿酸	約 70 人
(17)馬尿酸	約 10 人
(18)総三塩化物	約 10 人
(19)N-メチルホルムアミド	約 10 人
(20)フェニルグリオキシル酸	約 10 人
(21)胃透視検査(直接デジタル)	約 50 人
(22)採用時健診 問診、診察、身体計測、血圧、視力、腹囲、聴力、検尿、血液検査(生化学的検査1)、胸部 X 線(直撮)×1 枚、心電図検査	約 350 人
(23)ウィルス検査EIA法(風疹、麻疹、水痘、ムンプス)	約 350 人
(24)歯科特殊健診(塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りん その他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉 じんを発散する場所における業務に対する)	約 50 人
(25)胸部 X 線検査(クロム酸 4 年以上従事者)	約 10 人
(26)ホルムアルデヒド使用者	約 70 人
(27)ベンゼン	約 10 人
(28)ジクロロベンジジン	約 10 人
(29)エチルベンゼン	約 10 人
(30)硫化水素	約 10 人
(31)鉛	約 10 人

(1)～(10)、(23)は 6 月に予定、予定者数は別紙予定表参照

(11)、(24)～(26)は 6 月・12 月に予定、予定者数は別紙予定表参照

(12)～(20)、(27)～(31)は 4 月・6 月・12 月に予定、予定者数は別紙予定表参照

(21)は 12 月に予定、予定者数は別紙予定表参照

(22)は採用月に随時予定、予定者数は別紙予定表参照

注:上記の番号毎に1件あたりの単価を見積内訳書には記入下さい。

○血液検査詳細項目

①生化学的検査

AST, ALT, γ -GT, 総ビリルビン, 直接ビリルビン, 総コレステロール, 赤血球数, ヘモグロビン, HDL コレステロール, 中性脂肪, ナトリウム, カリウム, クロール, 尿素窒素, ヘモグロビンA1C, 尿酸, クレアチニン, 総蛋白, グルコース, LDL コレステロール, MCV, MCH, MCHC

②免疫学的検査

HBs 抗原, HBs 抗体 (定量)

II. 契約期間及び実施場所

- | | |
|-----------|---|
| (1) 契約期間 | 令和9年4月1日～令和12年3月31日 (3年間) |
| (2) 実施場所 | 国立循環器病研究センター |
| (3) 実施予定日 | 毎年4月 (1日間)
*特別健康診断1回目 (新採用者対応)
毎年6月 (1週間程度)
*定期健康診断、特別健康診断2回目
毎年12月 (5日間、詳細日程は未定)
*特別健康診断3回目、胃透視 |

なお、実施予定日については年度毎に協議することとする。

III. 実施条件

- (1) 当センターで健診を実施できること。(検査機器・消耗品等、検査に必要な機材一式を用意できること)
- (2) 当センターの希望実施日に健診が可能であること。
- (3) 受診者率向上のため、一人当たり30分程度で受診できるようにすること。
また、受診時間が30分より著しく延長した場合は、翌年度以降について回避するための策を講じること。
- (4) すべての項目を実施できること。
なお、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務に対する歯科特殊健診も含む。
- (5) VDTにかかる健康診断を実施できること。(VDT検査：問診・眼科学的検査・筋骨格系に関する検査)
- (6) 健診の各実施日において受付を行うこと。
また、受付方法は、当センターよりノートパソコンとカードリーダーを貸与するので、受診者について当人が持参する職員証カードでスキャンし登録を行うこと。
注：当日の受診者数とパソコンの登録者数に相違がないようにし、受診者数を事務担当者（人事課職員係）に健診日当日に報告すること。
- (7) 健診受診者に対して複数の問診票がある場合も一袋に纏めること。
- (8) 結果データをCSV形式またはエクセル形式でCDまたはDVDで提出が可能なこと。
なお、結果データは、精度を担保し、誤りがないよう複数人でチェック等を実施し十分に確認すること。
- (9) 血液検査における採血時にはディスポ手袋を着用し、採血ごとに新しいディスポ手袋に交換すること。
ただし、感染症流行等の情勢により感染対策物品が十分に準備できない場合は、事前に当センター（感染対策室）と相談の上、手指消毒等の感染対策を十分に講じ

- ること。
- (10) 診察医は全ての受診日において各 2 名以上とし、受診日のうち 2～3 日は歯科医師を追加して配置すること。
 - (11) 検査結果については、受診者交付用と事業者保管分（受診者交付用と同じ物）として合計 2 部用意すること。
 - (12) 訪問健診以外にも受注者の健診センターに赴き同一単価での受診が可能であること。
 - (13) 当センター作成の受診案内を問診票に同封すること。
 - (14) 検査を効率的に行うため必要な看護師、臨床検査技師、その他必要に応じた人員を派遣すること。
 - (15) 同一受診者が複数年受診した場合は、前年度との検査データとの比較が容易にできる検査結果の報告の様式であること。
 - (16) 健診の受託責任者を配置し、健診を実施する前までに当センターに書面にて通知すること。
なお、受託責任者は当センターの予定数量と同等程度の健診者数を受託した経験を有する者とする。
 - (17) 健診当日は、健診の実務に精通した業務責任者を 1 名配置し、健診実施者（受付者を含む）は業務に慣れた者を配置すること。
なお、健診期間中は健診実施者（受付者を含む）は同一者であることが望ましく、人員に変更がある場合は、業務伝達を十分に行うこと。
 - (18) 健診実施にあたっては、必要に応じて感染対策を十分に講じ、業務責任者が健診実施者（受付者を含む）に手指消毒方法及び回数等を指導すること。
 - (19) 事務担当者（人事課職員係）との報告・連絡・相談は期日に余裕を持って誠実にを行い、架電する際は、日中（8 時 30 分～17 時）に行うこと。（緊急時は除く）
 - (20) 健康診断実施日までに、事務担当者（人事課職員係）と余裕を持って打ち合わせを実施すること。また、計画書（打ち合わせシート）を作成し、情報共有を図ること。
 - (21) 検査結果については、eGFR を算出した値を報告項目として入れること。
 - (22) 安全衛生法の改正があった際には、それに準じた様式で検査結果を報告すること。

IV. 情報セキュリティ管理

受注者は、以下を含む情報セキュリティ対策を実施すること。また、その実施内容及び管理体制についてまとめた情報セキュリティ管理計画書を契約締結後 2 週間以内に作成し、当センターの承認を受けること。

- (1) 当センターから提供する情報の目的外利用を禁止すること。
- (2) 本業務の実施に当たり、受注者またはその従業員、本調達の役務の内容の一部を再委託する先、若しくはその他の者による意図せざる変更が加えられないための管理体制が整備されていること。
- (3) 受注者の本業務の実施場所、本業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）に関する情報提供を行うこと。
- (4) 情報セキュリティインシデントへの対処方法が確立されていること。
- (5) 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を定期的に確認し、当センターへ報告すること。
- (6) 情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合、速やかに改善策を提出し、当センターの承認を受けた上で実施すること。
- (7) 当センターが求めた場合に、速やかに情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (8) 本調達の役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるように情報セキュリティ管理計画書に記載された措置の実施を担保すること。

- (9) 当センターから要保護情報を受領する場合は、情報セキュリティに配慮した受領方法にて行うこと。
- (10) 当センターから受領した要保護情報が不要になった場合は、これを確実に返却、または抹消し、書面にて報告すること。
- (11) 本業務において、情報セキュリティインシデントの発生または情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに当センターに報告すること。
- (12) プライバシーマークまたは ISO27001 を取得していること。

V. その他

この仕様書に定めのない事項が生じた場合、また不明な点が生じた場合等はセンターと受注者で協議し決定することとする。

しかし、この仕様書に明記のない場合においても、技術的並びにその性質上当然必要なものについては誠意をもって行うこと。

以上